

第47回定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

○目 次	
第47回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使に際してのご注意事項	3
第47回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内	7
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	9
第2号議案 取締役1名選任の件	10
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金及び創業者功労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件	11
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件	13
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	38
連結計算書類に係る監査報告書	41
計算書類	44
監査報告書	47

株主総会会場ご案内図

証券コード 8881
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
株式会社日神グループホールディングス
代表取締役社長 堤 幸 芳

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

第47回定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日の株主総会会場へのご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、本総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、動画をインターネット上で配信いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金及び創業者功労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nisshin-hd.co.jp/>）に掲載しております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nisshin-hd.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に対するご協力のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

[株主様へのお願い]

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず、ご来場を見合わせいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使を強く推奨いたします。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、乳幼児同伴の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたしますとともに、書面又は電磁的方法（インターネット等）での議決権の事前行使を強く推奨いたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場いただく場合はマスク着用等の感染予防を講じていただきますようお願い申し上げます。

[当社の対応について]

- ・受付に際し、体温測定を実施させていただく場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合、入場制限をさせていただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは、当日の体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・当社役員もマスクを着用させていただく場合がございます。
- ・会場各所にアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・感染リスクを最小限にするため、株主様のお座席は例年より間隔を空けて配置いたします。
- ・手渡しによる感染を防止するため、お土産の配布はいたしません。

議決権行使に際してのご注意事項

■事前の議決権行使方法について

- 書面（郵送）及び電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、プレミアム優待倶楽部による電子議決権行使及びみずほ信託銀行の議決権行使サイトによる電子議決権行使の両方で行使をされた場合、みずほ信託銀行の議決権行使サイトによる電子議決権行使結果を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）での議決権行使に際して発生する諸費用は、株主様ご自身のご負担となりますので、ご了承ください。

書面での行使結果

<

プレミアム優待倶楽部

<

みずほ信託銀行

※電子議決権が優先

※事前の議決権行使においては、常にみずほ信託銀行の議決権行使サイトで行使された議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封の
見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

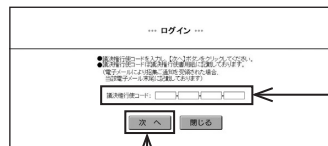
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。



「次へすすむ」をクリック

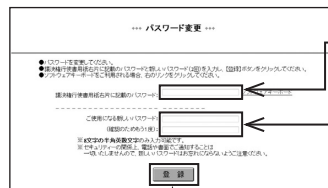
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

プレミアム優待倶楽部による電子議決権行使のご案内

1. 会員登録

以下のURLから「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の上、会員登録をお願いいたします。

URL : <https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>



【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。

※2021年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された情報をご入力ください。

※仮登録完了がメールが届きますので、本登録を完了してください。

【システムに関するお問い合わせ】

問合せ先：0120-302-716
通話無料／受付時間 9：00～17：00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

2. ログイン＆議決権行使



STEP 1

「株主ポスト」ページへアクセスしてください。



STEP 2

「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

第47回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、本株主総会につきましては、ご来場自粛の検討をお願いしておりますが、株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

ライブ中継は、「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ中継へのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ中継上での議決権行使は行うことはできません。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。事前のご質問につきましては「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」からお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様3問まで、期限は2021年6月18日（金）午後6時までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

ライブ中継サイト： <https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>

ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力のうえご参加ください。

※2021年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された情報をご用意ください。

公開日時：2021年6月7日（月） 午前9時から株主総会終了時まで

事前質問受付期間：2021年6月7日（月） 午前9時から6月18日（金）午後6時まで

※ライブ中継は会社法上の株主総会会場ではございませんので、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。

※通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。

株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

第47期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額844,301,304円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びガバナンス体制の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有株式数
あ べ や す ひ こ 阿 部 泰 彦 (1977年3月10日)	2008年 9 月 弁護士登録（東京弁護士会） 2008年 9 月 東京グリーン法律事務所 2016年 4 月 阿部総合法律事務所 代表（現任）	一株
(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 阿部泰彦氏は弁護士として企業法務や業界に精通しており、独立した立場から提言や助言をいただくことで、当社のコンプライアンスを強化していけるものと判断し、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部泰彦氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 阿部泰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
4. 阿部泰彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額であります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金及び創業者功労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本總會終結の時をもって取締役を退任する、当社創業者の神山和郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。また、同氏は1975年の創業以来46年にわたり、経営者として当社グループの発展に尽力してきた功績や在任中の功労に報いるため、創業者功労金を贈呈することといたしたく存じます。退職慰労金及び創業者功労金の合計金額は5億円となります。

贈呈の時期、方法などについては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金及び創業者功労金は、経営トップとして長年にわたり当社グループの発展に貢献したこと等を総合的に勘案し、取締役会で決定したものであり、29頁に記載した取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針に沿うものとして相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かみ やま かず お 神 山 和 郎	1975年 3 月 当社設立 代表取締役社長 2000年11月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 2004年 5 月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 2008年 3 月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者 2011年11月 当社代表取締役会長 最高経営責任者 2020年 1 月 当社代表取締役会長 2020年 6 月 当社取締役会長（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2021年5月7日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役3名に対し、本定時株主總會終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をしたいと存じます。その贈呈の時期は各役員の退任時とし、具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給は、29頁に記載した取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
つづみ 堤 幸 芳	2002年12月 当社取締役兼執行役員 開発事業部長 2020年 1 月 当社代表取締役社長（現任）
かみ やま たか し 神 山 隆 志	2015年 6 月 当社取締役 2019年 4 月 当社代表取締役専務（現任）
くろ いわ ひで き 黒 岩 英 樹	2014年 6 月 当社取締役兼執行役員 財務・経理担当 2020年 6 月 当社代表取締役専務（現任）

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び当社の一部の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告（本招集ご通知29頁）に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち、取締役（社外取締役を除く）の報酬の種類について、「基本報酬（固定報酬）及び退職慰労金」を「基本報酬（固定報酬）及び株式報酬」へ変更するなど、所要の見直しを行う予定となっております。

本議案は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会においてご承認をいただきました当社の取締役の報酬額（年額500百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は3名です。第2号議案が原案どおり承認可決された場合、改定後の本制度の対象となる当社の取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の一部の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間

2021年8月（予定）から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2021年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり84,800ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、254,400株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年5月6日の終値474円を適用した場合、上記の必要資金は約120,585千円となります。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残

存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり84,800ポイント（当社の取締役が付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり20,800ポイント）であるため、各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は254,400株となります。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、84,800ポイントを上限（当社の取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり20,800ポイント）とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（84,800株）に2021年5月6日の終値474円を乗じた場合、約40,195千円となります。

また、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（84,800株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象役員に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、役員株式給付規程の定めに従い一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことがあります。

対象役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

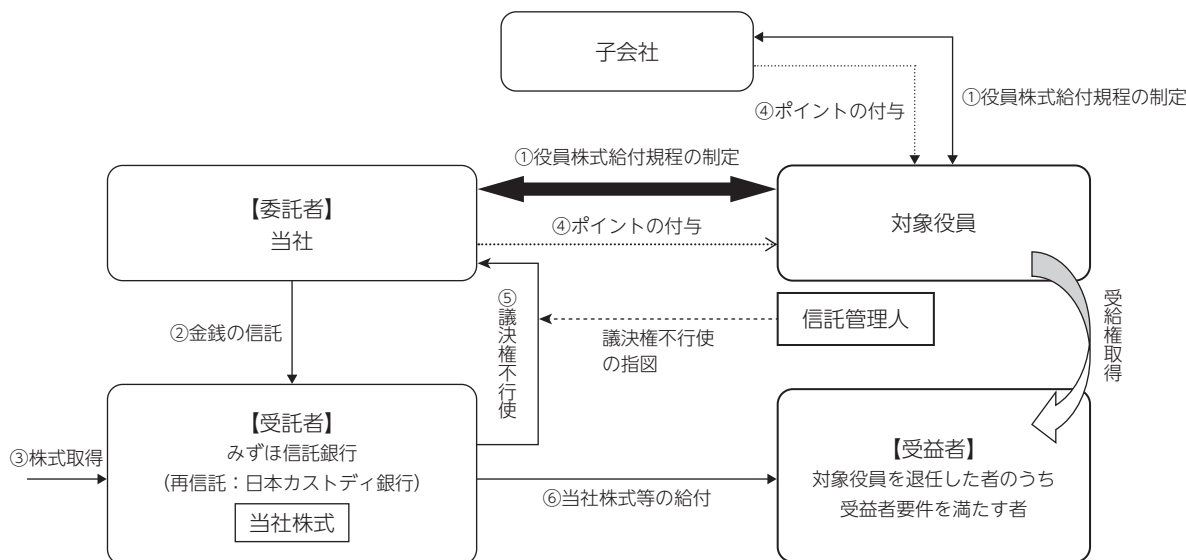
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社及び当社の一部の子会社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の一部の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントのうち「役員株式給付規程」の定めに従い一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

(添付書類)

事業報告

〔2020年 4 月1 日から
2021年 3 月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、飲食業・観光業を中心に経済活動が大きく制限されました。昨年5月の緊急事態宣言解除後からは緩やかな回復基調にあるものの、年初には再度の緊急事態宣言が発出されるなど、先行きは不透明な状況にあります。

不動産業界では、首都圏における2020年度の方譲マンションの供給戸数は29,032戸（前年度比1.7%増）となり、前年度より増加したものの2年連続で3万戸割れとなりました（不動産調査機関調べ）。

建設業界では、2020年の全国の受注高は、79兆6,578億円（前年比7.0%減）となりました。公共工事は増加傾向にあるものの、民間工事は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減少傾向となっております（国土交通省 建設工事受注動態統計調査報告）。

当社グループは、2021年4月1日付で長期ビジョン及び2021年～2023年を対象期間とする中期経営計画を発表しました。

長期ビジョンでは、安定的に連結売上高1,000億円超を生み出す企業グループを目指すこととし、中期経営計画は、長期ビジョン達成のための人材育成を中心とした基盤づくりの期間として位置付けます。

こうした中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、80,815百万円（前期比1.6%減）となりました。

売上高は減少しましたが、売上総利益率が改善したため、売上総利益は12,985百万円（前期比6.5%増）、営業利益が5,266百万円（前期比4.1%増）、経常利益が5,004百万円（前期比5.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,422百万円（前期比13.3%減）となりました。

なお、報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

① 不動産事業

不動産販売事業の売上が数量・金額ともに前期を上回ったことにより、売上高は、30,874百万円（前期比30.1%増）となりました。また、ホールディングス体制移行により、株式会社日神グループホールディングスの販売費及び一般管理費の一部がセグメント費用から全社費用となったため、セグメント利益は2,647百万円（前期比148.8%増）となりました。

② 建設事業

多田建設株式会社の建設受注は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工事の受注及び工事の進捗に遅れが生じたため、売上高は38,972百万円（前期比18.3%減）となりました。また、当期より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更したことにより発生した退職給付費用の増加額326百万円を営業費用に計上したため、セグメント利益は1,698百万円（前期比43.8%減）となりました。

③ 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。賃貸物件の販売が増加したため、売上高は14,435百万円（前期比7.8%増）、セグメント利益は1,542百万円（前期比11.3%増）となりました。

④ その他

米国のゴルフ場であるハンターズ クリーク ゴルフ コース,INC.が第2四半期において清算結了しているため、米国のゴルフ場賃貸事業から撤退しております。

これにより、「その他」は日神ファイナンス株式会社他1社となっております。日神ファイナンス株式会社は、少額の新規貸付を若干行っておりますが、縮小均衡を目指しております。

売上高は63百万円（前期比81.3%減）、セグメント損失は38百万円（前期70百万円の損失）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(3) **資金調達の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

① 株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(百万円未満切り捨て)

期 別 項 目	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	87,671	81,502	79,608	82,116	80,815
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	5,813	4,738	4,186	3,949	3,422
1株当たり当期純利益 (円)	123.93	101.01	89.24	84.19	72.97
総 資 産(百万円)	92,953	99,969	103,708	108,503	107,461
純 資 産(百万円)	48,221	51,736	55,380	58,756	61,566
1株当たり純資産額 (円)	1,014.78	1,100.74	1,177.99	1,249.89	1,309.64

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループの属する不動産・建設業界においては、地価の動向や建設コストの高騰、新型コロナウイルスの対応等、厳しい経営環境が予想されます。このような状況において当社グループは、2021年4月1日付で、「日神グループ 長期ビジョン・中期経営計画」を発表いたしました。

① 長期ビジョン

長期ビジョンでは、グループ各社が独自にかつ連携しながら、「住みやすさ」のみならず、「資産形成」や「投資対象の創出」などの複合的な価値提供を行う「総合不動産・建設業」としてグループの発展を図ってまいります。

数値目標として、2027年3月期を目標に「売上高1,000億円超を安定的に生み出す企業体」を目指します。

② 中期経営計画

中期経営計画は、長期ビジョンを達成するための基盤づくりのための期間と位置付けており、人材の確保・育成が最も重要な課題であると認識しております。

③ グループ一体となったサービス提供体制の強化

長期ビジョン・中期経営計画の達成に向けて、各事業会社の経営資源を持株会社を集め、マンションの用地仕入、企画から建設、販売、物件完成後の管理に加え、物件売却時の仲介や賃貸募集、リノベーション提案などグループで一貫したサービスを高品質で提供する体制を構築します。

また、各事業セグメントにおける重点戦略は次のとおりです。

(イ) 不動産事業

a. 新築マンション分譲事業

単身・DINKS向けの開発、特に女性の視点による使いやすさ・デザイン性を重視し、女性購入者の割合の増加を目指します。

b. 不動産証券化事業

私募REIT向けの開発を推進し、投資顧問業での預かり資産残高1,000億円を目標に物件収集力・取得力を増強させます。

また、大手上場投資法人との協業により、更なる発展を図ります。

c. 買取再販事業

現在の東京・大阪・名古屋に加え、札幌・福岡と順次支店を拡大します。

また、年3回の資金回転を目標にしたオペレーションモデルを構築します。

d. 戸建事業

他社とのJVも視野に入れ、3階建てコンパクト住宅や庭付2階建住宅等、地域性を生かした独創性のある戸建ブランドの確立を目指します。

(ロ) 建設事業

首都圏、近畿圏に加えて九州営業所・東北営業所での事業展開を強化するとともに、学校・老健施設等の非住宅事業への進出を図ります。

(ハ) 不動産管理事業

メイン事業である賃貸管理・建物管理において、長期にわたる取引から得た大量データをシステムの向上とAI技術により、業務の省力化を進めます。

また、不動産管理事業への組み込みを目的に、他社が開発を行わない場所でのOEM開発を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、地価や建設コストの高止まりが長期化した場合、長期ビジョン・中期経営計画の達成が困難となる可能性があります。これらの取組みを通して持続した成長を実現できる日神グループを目指してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
日 神 不 動 産 株 式 会 社	480.0百万円	100.0%	分譲マンションの企画・開発・販売
多 田 建 設 株 式 会 社	300.0百万円	100.0%	建築工事、土木工事等
日 神 管 財 株 式 会 社	110.0百万円	100.0%	不動産の売買、賃貸管理、マンション管理、リフォーム等
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	60.0%	投資法人の運営受託等の不動産証券化事業
日 神 住 宅 流 通 株 式 会 社	15.0百万円	100.0%	中古マンションの買取・再販・リノベーション事業
日神ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
株 式 会 社 リ コ ル ド	20.0百万円	70.1%	戸建住宅の開発・販売
株 式 会 社 シ ン コ ー	90.0百万円	100.0% (注)	建築資材のリース

(注) 子会社多田建設株式会社が所有する株式の出資比率を示しております。

(11) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
不 動 産 事 業	分譲マンションの企画・開発・販売、不動産証券化事業向けの物件の開発・販売及び不動産の賃貸を行っております。
建 設 事 業	マンション等の建築に加え、土木工事を行っております。
不 動 産 管 理 事 業	不動産の管理及び賃貸物件の管理等を行っております。
そ の 他	小口の保証業務及び少額に限定した新規貸付のみを行っている日神ファイン ンス株式会社等をその他区分にしております。

(12) 主要拠点等（2021年3月31日現在）

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

子会社

名 称	所 在 地
日 神 不 動 産 株 式 会 社	(本 店) 東京都新宿区 (横浜支店) 神奈川県横浜市
多 田 建 設 株 式 会 社	東京都江東区
日 神 管 財 株 式 会 社	東京都新宿区
日神不動産投資顧問株式会社	東京都新宿区
日 神 住 宅 流 通 株 式 会 社	東京都新宿区
日 神 ファイナンス株式会社	東京都新宿区
株 式 会 社 リ コ ル ド	東京都新宿区
株 式 会 社 シ ン コ ー	千葉県印西市

(13) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

報告セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比（名）
不動産事業	237 (15)	8
建設事業	285 (40)	7
不動産管理事業	171 (308)	12
その他	4 (－)	－
全社（共通）	10 (－)	2
合計	707 (363)	29

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均就労人数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(14) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,837,058千円
朝日信用金庫	3,327,305
株式会社三井住友銀行	2,607,110
株式会社きらぼし銀行	2,422,200
東京シティ信用金庫	1,595,760

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 74,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 46,951,260株（自己株式 45,632株を含む） |
| (3) 株主数 | 11,025名（自己株式 1名を含む） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリシツク オポチユニティズ ファンド	2,850,000	6.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,019,500	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,879,800	4.0
神 山 和 郎	1,407,180	3.0
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツ 505002	1,226,700	2.6
日神グループホールディングス社員持株会	830,834	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	782,500	1.7
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライア ント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジ ー エ フ イ ー エ イ シ ー	772,425	1.6
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エス エ イ 3 8 0 5 7 8	715,700	1.5

（注） 持株比率は、自己株式（45,632株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	神 山 和 郎	一般社団法人全国住宅産業協会 名誉会長 エヌディファクター株式会社 代表取締役 日神コーポレーションUSA,INC. 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	堤 幸 芳	
代 表 取 締 役 専 務	神 山 隆 志	
代 表 取 締 役 専 務	黒 岩 英 樹	
取 締 役	坂 入 尚	日神不動産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 俊 也	多田建設株式会社 代表取締役社長
取 締 役	森 岡 誉	日神管財株式会社 代表取締役社長
取 締 役	青 島 由 雄	
取 締 役	田 村 仁 人	世紀東急工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 住 清 隆	
監 査 役	藤 岡 重 三 郎	
監 査 役	小 島 徹 也	公認会計士
監 査 役	吉 野 裕 介	税理士 税理士法人連合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役 青島由雄、田村仁人の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小島徹也、吉野裕介の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小島徹也氏は公認会計士、吉野裕介氏は税理士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 青島由雄、田村仁人及び監査役 小島徹也、吉野裕介の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
神 山 和 郎	代表取締役会長	取締役会長	2020年6月25日
黒 岩 英 樹	取締役専務	代表取締役専務	2020年6月25日

6. 当事業年度末日後の取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
神 山 和 郎	取締役会長	名誉会長	2021年6月25日(予定)
阿 部 泰 彦	新任	社外取締役	2021年6月25日(予定)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役青島由雄及び田村仁人、社外監査役小島徹也及び吉野裕介の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	338,970 (4,800)	338,970 (4,800)	— (—)	— (—)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,785 (5,625)	16,785 (5,625)	— (—)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	355,755 (10,425)	355,755 (10,425)	— (—)	— (—)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
3. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額227,670千円(取締役227,670千円)を含んでおります。
4. 上記の支給人員の他に、無報酬の取締役が3名在任しております。

ロ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）及び退職慰労金により構成し、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとする。

②個人別の報酬の額の決定に関する基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月一定の時期に支払うこととする。また、報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

退職慰労金は、職務、在職年数等に応じた当社「役員（取締役）退職慰労金規程」に基づき、具体的金額・時期・方法等については取締役会に一任する旨の株主総会決議を得たうえで、退任時に支給することとする。

③金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合

当社は、取締役に対して、会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等又は同条第3号の非金銭報酬等を付与しないため、取締役の報酬は基本報酬を10割とする。

④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個別の報酬額については、事前に代表取締役と社外取締役により協議を行い、その結果に基づき、取締役会において決定する。

⑤その他重要な事項

該当事項なし。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役の原案について社外取締役が決定方針との整合性を多角的に検討しているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役田村仁人氏は世紀東急工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社は世紀東急工業株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役吉野裕介氏は、税理士法人連合会計事務所の代表社員であります。当社は、税理士法人連合会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 青島 由雄	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席いたしました。 主に長年にわたる経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬額の決定の際には代表取締役と協議を行い、経営者の視点より適宜必要な助言をいただいております。
社外取締役 田村 仁人	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席いたしました。 主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬額の決定の際には、代表取締役と協議を行い、不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、適宜必要な助言をいただいております。
社外監査役 小島 徹也	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 吉野 裕介	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社である日神管財株式会社は、収益認識会計基準導入に関する助言及び指導業務について、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の「取締役会」を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社の取締役と監査役に加え連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門及びグループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
- ③ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(当該体制の運用状況)

取締役会を年7回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、役員会を毎月開催し、加えて当社の取締役がグループ各社の取締役会に出席することにより、経営トップの経営戦略をグループ会社に浸透させました。役員会において各部門及びグループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。

(2) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
- ③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
- ④ 当社の内部監査室が各社のコンプライアンスに関わる事案を集中して受付け、回答することにより、グループ全体の問題点の共有を図る。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

(当該体制の運用状況)

内部監査室が主催して必要なコンプライアンスについて教育及び説明を行い、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上についての取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため四谷地区特殊暴力対策協議会に参加しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役が直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門に対しヒアリングを行う形で、グループ全体を年に1回監査する定期監査と、テーマ毎に全ての部署を監査する特別監査を実施し、業務状況を調査し、問題点の把握、改善点の指摘を行う。
- ② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、危機管理委員会に各子会社の担当責任者（取締役）を加えた「日神グループ危機管理委員会」を設置している。同委員会は、緊急時に該当する部署の担当者を招集し、「危機管理対策会議」を開催でき、この会議において対応方針及び統一見解の決定を行う。具体的には、原因究明、コールセンターの設置、再発防止策の策定、情報開示等を行う。

(当該体制の運用状況)

内部監査室は全ての部署に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。危機管理委員会開催要件に達する事項は発生しなかったため、同委員会による具体的な活動はありませんでした。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- ② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

株主総会議事録及びその関連資料

取締役会議事録及びその関連資料

役員会議事録及びその関連資料

取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(当該体制の運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報及び文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管しています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための使用人を置く。
- ② 監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

(当該体制の運用状況)

該当する事項はありません。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
- ② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

(当該体制の運用状況)

該当する事項はありません。

(7) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
- ③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

(当該体制の運用状況)

監査役は、監査役会を7回開催し、当社及びグループ会社の取締役や使用人から必要な報告及び情報提供を受けました。コンプライアンス違反に関する相談・報告の対応にあたっては、相談・通報者の理解を得たうえで、各部署の責任者に報告し早期解決や再発防止に努めました。また、常勤監査役は取締役会及び役員会に参加し、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握しております。監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

(8) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役を示し浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- ② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
- ③ 当社の内部監査室において、当社の各部署と同様に、国内全てのグループ会社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
- ④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

(当該体制の運用状況)

役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略をグループ会社の代表取締役に浸透させました。役員会においてグループ各社は業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。内部監査室は国内全てのグループ会社に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。経理、財務を所管する取締役はグループ各社の経理、財務の内容を日々確認し業務の適正の確保に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。また、配当性向は15%以上を目安としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、18円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	91,039,946	流 動 負 債	28,893,158
現金及び預金	57,874,450	支払手形・工事未払金等	5,037,443
受取手形・完成工事未収入金等	11,388,596	電子記録債権	4,605,403
電子記録債権	311,840	1年内償還予定の社債	88,000
販売用不動産	5,925,878	短期借入金	14,513,961
不動産事業支出金	14,360,079	リース債務	123,175
未成工事支出金	131,391	未払法人税等	985,486
商品	3,837	賞与引当金	455,121
短期貸付金	14,320	完成工事補償引当金	174,904
未収入金	93,978	株主優待引当金	31,993
その他の他	1,008,102	前受入金	262,278
貸倒引当金	△72,529	未成工事の受入金	434,464
固 定 資 産	16,421,714	預りの金他	1,331,952
有 形 固 定 資 産	11,397,649	固 定 負 債	17,001,742
建物及び構築物	5,054,428	社債	400,000
土地	5,875,808	長期借入金	13,890,208
リース資産	292,473	リース債務	226,684
その他の他	174,938	退職給付に係る負債	1,744,039
無 形 固 定 資 産	94,073	役員退職慰労引当金	590,970
リース資産	60,565	債務保証損失引当金	3,102
その他の他	33,507	その他の金他	146,737
投資その他の資産	4,929,991	負 債 合 計	45,894,900
投資有価証券	3,537,045	純 資 産 の 部	
長期貸付金	288,491	株 主 資 本	61,211,742
繰延税金資産	571,574	資 本 金	10,111,411
その他の他	671,859	資 本 剰 余 金	427,432
貸倒引当金	△138,980	資 本 剰 余 金	50,698,293
資 産 合 計	107,461,660	自 己 株 式	△25,395
		その他の包括利益累計額	217,922
		その他の有価証券評価差額金	222,660
		退職給付に係る調整累計額	△4,738
		非支配株主持分	137,095
		純 資 産 合 計	61,566,759
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	107,461,660

連 結 損 益 計 算 書

〔2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		80,815,338
売上原価		67,829,489
売上総利益		12,985,849
販売費及び一般管理費		7,719,406
営業利益		5,266,442
営業外収益		160,290
受取利息及び受取配当金	31,951	
保険返戻金	4,240	
貸倒引当金戻入額	47,151	
紹介手数料	25,621	
その他	51,325	
営業外費用		421,761
支払利息	395,304	
その他	26,456	
経常利益		5,004,971
特別利益		92,455
特 定 資 産 売 却 益	92,455	
特別損失		228,026
特 定 資 産 売 却 損	68,913	
特 定 資 産 除 却 損	93,967	
関係会社清算損	65,144	
税金等調整前当期純利益		4,869,401
法人税、住民税及び事業税	1,411,910	
法人税等調整額	27,018	1,438,929
当期純利益		3,430,472
非支配株主に帰属する当期純利益		7,510
親会社株主に帰属する当期純利益		3,422,961

連結株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,111,411	427,432	48,119,634	△25,372	58,633,106
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△844,302		△844,302
親会社株主に帰属する当期純利益			3,422,961		3,422,961
自 己 株 式 の 取 得				△23	△23
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,578,659	△23	2,578,635
当 期 末 残 高	10,111,411	427,432	50,698,293	△25,395	61,211,742

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	94,391	△51,742	△48,728	△6,079	129,716	58,756,743
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△844,302
親会社株主に帰属する当期純利益						3,422,961
自 己 株 式 の 取 得						△23
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	128,268	51,742	43,990	224,002	7,378	231,380
当 期 変 動 額 合 計	128,268	51,742	43,990	224,002	7,378	2,810,016
当 期 末 残 高	222,660	－	△4,738	217,922	137,095	61,566,759

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 野 辺 純 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 元 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日神グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉 住 清 隆 ㊞

監 査 役 藤 岡 重三郎 ㊞

社外監査役 小 島 徹 也 ㊞

社外監査役 吉 野 裕 介 ㊞

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,908,579	流動負債	1,451,928
現金及び預金	20,849,548	支払手形	18,831
販売用不動産	406,292	買掛金	7,600
不動産事業支出金	373,068	短期借入金	179,000
前払費用	8,163	一年以内返済予定長期借入金	234,756
未収収益	287	リース負債	37,375
未収収入金	1,220,764	リース費用	155,039
その他の当金	56,886	未払法人税等	6,048
貸倒引当金	△6,432	未払受取引当金	706,827
固定資産	13,730,212	主優待引当金	58,687
有形固定資産	7,354,597	株主の引当金	11,355
建物	3,609,073	その引当金	31,993
機械装置	4,744	固定負債	4,413
工具器具備品	3,052	長期借入金	2,799,718
土地	3,601,419	長期未払債	2,131,844
リース資産	136,308	退職給付引当金	3,110
無形固定資産	5,569	役員退職慰労引当金	76,109
ソフトウェア	282	長期預り敷金	29,049
電話加入権	4,934		532,390
リース資産	352		27,215
投資その他の資産	6,370,044	負債合計	4,251,646
投資有価証券	477,327	純資産の部	
関係会社株	1,993,493	株主資本	32,179,599
その他の関係会社有価証券	2,447,958	資本剰余金	10,111,411
出資金	2,230	資本準備金	426,578
関係会社長期貸付金	1,110,751	利益剰余金	21,667,004
長期前払費用	64,741	利益準備金	872,256
差入保証金	84,035	その他の利益剰余金	20,794,747
保険積立金	9,568	別途積立金	12,000,000
繰延税金資産	114,862	繰越利益剰余金	8,794,747
その他の当金	90,595	自己株式	△25,395
貸倒引当金	△25,518	評価・換算差額等	207,545
		その他有価証券評価差額金	207,545
資産合計	36,638,791	純資産合計	32,387,145
		負債及び純資産合計	36,638,791

損 益 計 算 書

〔2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,943,266
営業収入		
関係会社経営指導料	198,000	
関係会社受取配当金	674,750	872,750
売上高及び営業収益合計		7,816,017
売上原価		5,559,948
売上総利益		2,256,068
販売費及び一般管理費用	325,532	
営業費用	867,777	1,193,309
営業利益		1,062,759
営業外収益		59,321
受取利息及び受取配当金	42,813	
その他の	16,508	
営業外費用		47,425
支払利息	44,562	
その他の	2,863	
経常利益		1,074,655
特別利益		25,056
固定資産売却益	3,705	
債務保証損失引当金戻入	21,350	
特別損失		310,774
関係会社清算損	310,774	
税引前当期純利益		788,936
法人税、住民税及び事業税	84,732	
法人税等調整額	△88,774	△4,042
当期純利益		792,978

株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,111,411	426,578	426,578	787,826	12,000,000	8,930,501	21,718,328	△25,372	32,230,945
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△844,302	△844,302		△844,302
利益準備金の積立				84,430		△84,430	－		－
当 期 純 利 益						792,978	792,978		792,978
自己株式の取得								△23	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	84,430	－	△135,753	△51,323	△23	△51,346
当 期 末 残 高	10,111,411	426,578	426,578	872,256	12,000,000	8,794,747	21,667,004	△25,395	32,179,599

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	144,260	144,260	32,375,206
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△844,302
利益準備金の積立			－
当 期 純 利 益			792,978
自己株式の取得			△23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	63,285	63,285	63,285
当期変動額合計	63,285	63,285	11,938
当 期 末 残 高	207,545	207,545	32,387,145

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社日神グループホールディングス

取締役会

御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山野辺 純一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 元 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉 住 清 隆 ㊞

監 査 役 藤 岡 重三郎 ㊞

社外監査役 小 島 徹 也 ㊞

社外監査役 吉 野 裕 介 ㊞

以 上

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

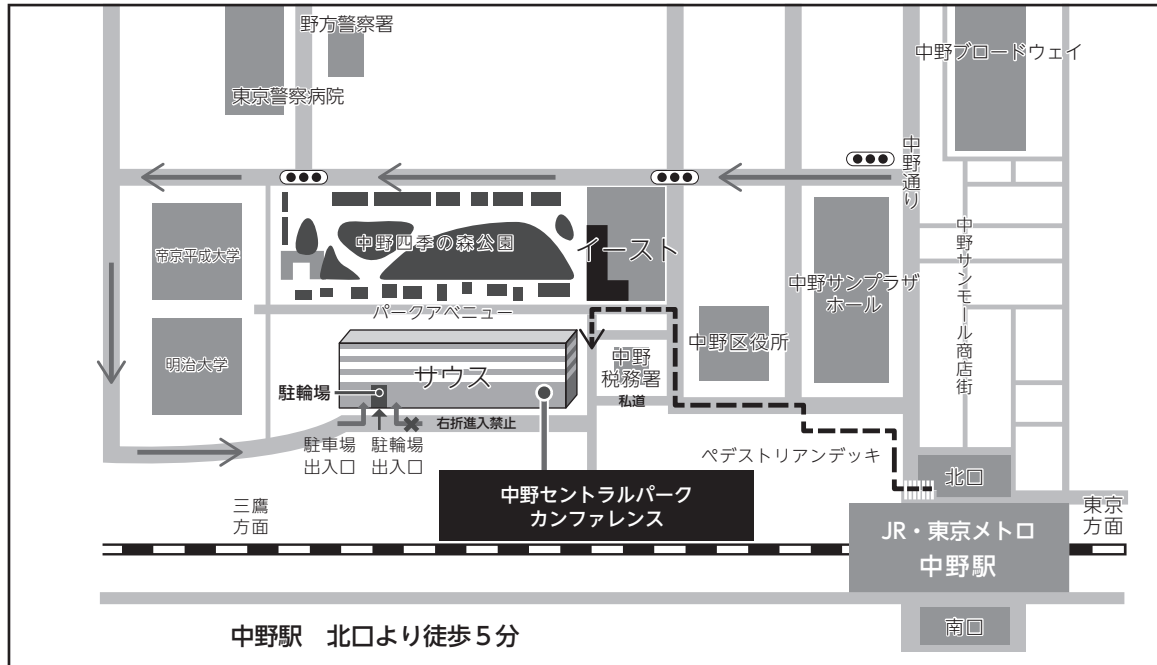
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

電話 (03) 5942-9080 (代表)



←----- 徒歩の経路

←----- 車の経路

※駐車場入口への右折進入はできませんのでご注意ください。

※駐車場・駐輪場のご利用については、別途駐車・駐輪料金がかかります。

<交通機関のご案内>

J R 中央・総武線、東京メトロ東西線 「中野」 駅 北口から徒歩5分

株式会社日神グループホールディングス 本社

電話 (03) 5360-2016 (代表)

